

別表1-1(相談窓口)【既存】

市町村が実施する創業支援等事業(三条市)

創業支援等事業の目標
<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 三条市の産業構造は、全国に比べて製造業、とりわけ金属製品製造業の占める割合が高く、規模の小さい企業が多いといった特徴がある。伝統的な鍛冶の歴史を有する「ものづくりのまち」として、高い認知度があり、国内外から評価されているが、他市町村と比較して、賃金水準や労働生産性が低く、近年は製造業を中心に人手不足が顕著になっている。生産年齢人口が減少する中で、現在の市内総生産額を維持するためには、1人当たりの付加価値額を引き上げ、労働生産性を高めていくことも必要。さらに、経営者の高齢化も進み、後継者の不在などによる廃業の増加が危惧される。・ 三条市総合計画においては、企業が取り組む事業の高付加価値化を後押しするとともに、当地域のものづくり産業基盤を生かした起業や新たな事業展開を狙う第二創業など、地域産業の高付加価値化、活性化に資する起業、創業を促進していくことを施策の1つとしている。 <p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市の相談窓口には、創業に関する各種支援の情報収集や相談のため、年間約15件程度の相談があり、同件数を目標とする。・ 市では各種支援施策の情報収集および情報発信を行うとともに、各種セミナーやワンストップ相談窓口である三条商工会議所への誘導を始め、関係機関と連携を図り、創業相談件数の2割の3件の創業者創出を目標とする。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 創業支援対象者数:15件 創業者数:3件
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1)創業支援等事業の内容</p> <p><相談窓口の開設></p> <ul style="list-style-type: none">・ 三条市においては商工課が相談窓口となり、三条市の創業支援等事業計画について把握し、問合せがあった場合は速やかに適切な創業支援等事業者へ繋ぐ体制を整備する。・ また、各創業支援等事業者においても、三条市の創業支援等事業計画を把握し、問合せ対応できるものとする。・ 三条市は、創業支援等事業計画により融資を含め、創業マインド醸成⇒知識習得⇒創業チャレンジ⇒創業⇒事業拡大までの一連について創業支援等事業者が一丸となってバックアップすることで、年間70件程度の創業の実現を目指す。具体的には平成26年～令和11年にかけて、三条市と創業支援等事業者が各々の強みを生かした形での連携を図り、緊密な情報共有に努めることで創業希望者に対して、窓口相談、創業塾、個別相談等による支援を実施する。 <ul style="list-style-type: none">・ 創業に必要な要素別の各創業支援機関の役割は以下とする。 <p><創業に必要な要素と各連携機関が担う役割></p> <p>1. ターゲット市場の見つけ方</p> <p>三条商工会議所、三条市商工会や連携金融機関等が市場ニーズを把握し、創業希望者に情報提供する。</p>

2. ビジネスモデルの構築の仕方

- ・三条商工会議所、連携金融機関が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。
- ・創業支援等事業者は、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。
- ・中心市街地の空き店舗を利用した開業を推進するため、市が賃料や改修費の一部を補助し、地域のにぎわいを創出するビジネスモデルの構築を支援する。

3. 売れる商品・サービスの作り方

- ・三条市や三条商工会議所の専門家派遣支援により、商品・サービスに対し、専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスを行う。

4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

- ・三条商工会議所等は各種セミナー、個別相談において、販路開拓について学べる機会を取り入れ、販売先、ターゲット、販売方法、価格設定へのアドバイスを行う。

5. 資金調達

- ・連携金融機関が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行う。
- ・三条市が、創業支援資金利子補給制度により支援を行う。
- ・三条商工会議所が、資金調達のアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

6. 事業計画書の作成

- ・三条商工会議所等は各種セミナー、個別相談において事業計画書の策定について専門家の指導の下、支援を行う。
- ・連携金融機関、新潟県信用保証協会が、創業スクール内相談会において、事業についての相談や事業計画書のブラッシュアップを行う。
- ・補助金等の申請については、認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

7. 許認可、手続き

- ・三条市が、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。
- ・また、より詳細な知識を必要とする場合には、三条商工会議所と連携し、税理士、社会保険労務士、行政書士等を紹介し、税務、労務管理、企業手続きのアドバイスを行う。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

- ・三条商工会議所、三条市商工会、市内金融機関、燕三条地場産業振興センター等が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<関連する三条市の施策>

・中心市街地空き家改修事業等補助金

三条市は、中心市街地にぎわい創出エリアにある空き店舗等を改修又は貸借して新規出店する個人、法人を対象に店舗等の改修費と賃借料の一部補助をする。

・創業支援資金利子補給制度

三条市は、金融機関が実施する創業向け融資を利用して事業資金の貸付けを受けた創業者に対して、その貸付けに係る利子支払額の一部を補給する。

<創業支援機関との連携>

- ・カリキュラムの共有については、特定創業支援等事業を希望する創業希望者に、事前に本人の意思確認を行い、カリキュラムを共有する1つの特定創業支援等事業において、一部カリキュラムに出席できず、特定創業支援等事業を受けた事業者の資格を取得できない場合、三条市の創業支援等事業計画内の他の特定創業支援等事業(別表2-2~6)により、出席できなかった講義を補完する内容のカリキュラムに出席することで、特定創業支援等事業を受けた資格を取得できる扱いとする。
- ・また、特定創業支援等事業の資格は、経営、財務、人材育成、販路開拓の全てを含む講義を4回以上かつ1か月以上の期間にわたり受講した時点で資格を満たした者とし、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成する。また、上記にあるカリキュラムの共有の活用により、一部について他のカリキュラムの活用を希望する者には、事前に本人の同意を得た上で、他の創業支援等事業者と上記情報を共有する。個人情報の取扱いについては、三条市の規定に則り適切に対応する。

<特定創業支援等事業について>

- ・①創業スクール(別表2-2)において、1か月以上の期間にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義をそれぞれ受講した者、
 - ②経営講演会、マーケティングセミナー等(別表2-3)において1か月以上の期間にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義をそれぞれ受講した者、
 - ③創業塾(別表2-4)において1か月以上の期間にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義をそれぞれ受講した者、
 - ④創業アカデミー(別表2-5)において1か月以上の期間にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義をそれぞれ受講した者、
 - ⑤個別相談指導(別表2-6)において、経営、財務、人材育成、販路開拓に係る個別相談指導を1か月以上の期間にわたり4回以上受けた者、
- のいずれかに該当する者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、三条市が証明書を発行する。
- ・なお、①創業スクール(別表2-2)及び②経営講演会、マーケティングセミナー等(別表2-3)、③創業塾(別表2-4)、④創業アカデミー(別表2-5)、⑤個別相談指導(別表2-6)を組み合わせることも可能とし、合わせて1か月以上の期間にわたり、4回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身についたことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、三条市が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を三条市が把握することとし、創業支援対象者、創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績等を電話、メール等にて確認する。
- ・創業後についても、三条商工会議所、三条市商工会、連携金融機関等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、創業事例については、三条市のホームページへの掲載を行うなど、広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・三条市経済部商工課において、担当者を配置し、相談窓口を設置した上で、創業支援機関へのつなぎ支援を行う。また、三条商工会議所においても担当者を配置し、創業支援機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。
- ・また、三条市のホームページにおいてPRページを開設し、インターネット上でも施策を紹介していくとともに、メールでも相談対応ができるようにする。
- ・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、創業支援機関と共有を図る。
- ・創業支援機関との連携を密にするため、年に1度程度、各創業支援機関担当者との連絡会議を開催し、各創業支援機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

○創業支援等事業とその担当機関

支援事業	支援機関
1 創業のきっかけづくり支援	
ワンストップ窓口の設置	・三条市経済部商工課(必要に応じて関係機関を紹介) ・三条商工会議所(総合相談窓口IPPE UP)
創業セミナー、マッチング交流会の開催等	・三条市経済部商工課 ・燕三条地場産業振興センター ・三条商工会議所 ・三条工業会 ・三条信用金庫
事業環境認識と事業ミッションの構築支援	・三条市経済部商工課 ・三条商工会議所 ・三条市商工会 ・日本政策金融公庫 ・三条信用金庫
2 価値創造支援	
ビジネスモデル構築支援、販売先・ターゲット確定支援	・三条市 ・三条商工会議所 ・三条市商工会 ・三条信用金庫
商品開発支援	・燕三条地場産業振興センター ・三条工業会
雇用計画支援	・三条商工会議所 ・三条市商工会
生産体制構築支援	・三条商工会議所 ・商工会(栄・下田)
事業戦略(4P)ポジショニング・ブランディング企画支援	・三条市経済部商工課 ・三条商工会議所 ・三条市商工会 ・三条信用金庫
3 創業後のフォローアップ	
営業力強化支援	・三条市経済部商工課 ・燕三条地場産業振興センター ・三条商工会議所 ・三条工業会 ・三条市商工会 ・三条信用金庫
経理・財務力強化支援	・三条市経済部商工課 ・三条商工会議所 ・三条工業会 ・三条信用金庫 ・日本政策金融公庫 ・第四北越銀行 ・大光銀行 ・新潟県信用組合 ・はばたき信用組合

計画期間

平成26年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については、令和6年4月1日～令和11年3月31日

別表2-1(ワンストップ相談窓口)【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称:三条商工会議所 (2) 住所:新潟県三条市須頃1丁目20番地 (3) 代表者の氏名:会頭 兼古 耕一 (4) 連絡先:TEL 0256-32-1311 FAX 0256-32-1310 担当職員:川上 拓也
創業支援等事業の目標
新規創業又は第二創業を目指す方へのアドバイスとして、各種専門家による個別相談会を毎月定例で実施するほか、商工会議所経営指導員による相談窓口を常時開設する。年間相談数50人を目標に実施し、毎年5件の創業を目指す。5年間では25人の創業を目指す。 ・相談者:1年50人、新規創業あるいは第二創業者:1年5件程度 ※本計画に位置付ける創業支援等事業者との連携により、更なる支援体制の強化が見込まれることから、創業者の増加を図る。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1)創業支援等事業の内容 ・ 毎月の定例開催日を予め定め、法律、税務、労務、事業承継・M&A、知的財産、行政手続き、金融、貿易、経営、財務、人材育成、販路開拓など専門家による無料個別相談による支援を実施する。 ・ また、常時商工会議所経営指導員による指導・アドバイスをを行い、創業支援で利用できる各種支援策の情報提供をはじめ申請書作成のアドバイスのほか、課題を抽出し、新潟県エキスパートバンク事業、よろず支援拠点、(公財)にいがた産業創造機構などによる専門家派遣などのサポート事業を有効活用して課題解決を行う。 ・ 三条商工会議所は三条市事業所支援ネットワーク IPPE UP*の代表機関であり、地域にある産業支援機関との連携を図り、相談に応じて適切な支援機関を紹介する。 ※三条市事業所支援ネットワーク IPPE UP…三条市・三条商工会議所・市内金融機関が組織し、企業の経営改善・経営革新・創業・事業継承の相談をワンストップで行う総合相談窓口
(2)創業支援等事業の実施方法、効果 ・ 経営戦略を実践するために必要な考え方を、より具体的な事例を専門家からアドバイスいただくことで、今後の創業計画や営業戦略のヒントや新しい気づきを得て、具体的な実行に向けてのアクションを促す。 ・ 専門家及び経営指導員による個別指導で、開業に際しての手続きや帳簿等帳票作成、税務申告、経営計画や資金繰りについて相談に乗り、各種補助金等の利用を勧め創業の手助けを行う。 さらに、本事業計画の各種セミナーや、市内全金融機関における個別相談窓口等、各支援事業について、三条市の全創業支援等事業者間で情報共有し、支援対象者に有効な情報の提供に努める。 実施に当たっては、三条市や関係機関のネットワークを活用し、参加者募集の周知を行う。
計画期間
平成26年4月1日～令和11年3月31日 変更箇所については、令和6年4月1日～令和11年3月31日

別表2-2(創業スクール)【新規・特定創業支援等事業】

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称:三条商工会議所 (2) 住所:新潟県三条市須頃1丁目20番地 (3) 代表者の氏名:会頭 兼古 耕一 (4) 連絡先:TEL 0256-32-1311 FAX 0256-32-1310 担当職員:川上 拓也
創業支援等事業の目標
本計画に位置付ける創業支援等事業者との連携により、更なる支援体制の強化が見込まれることから、毎年定員数の受講者確保を目指し、創業者の増加を図る。 ※受講対象者は、創業希望者・創業に関する知識を深めたい方 (目標数) ・受講者:1年20人程度(うち創業希望者14人程度)、創業者:1年3人 ・5年間では、受講者100人、うち創業希望の受講者70人、創業者15人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1)創業支援等事業の内容 <創業スクール>【新規・特定創業支援等事業】 ・受講者は、中小企業診断士等による講義・創業計画策定指導を中心に、先輩創業者事業所見学(意見交換)、金融相談会等で、経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識を身につける。 ・カリキュラムは12月～2月の休日を中心に6日×4時間＝計24時間の予定とし、うち4日×4時間＝16時間程度で経営、財務、人材育成、販路開拓について座学で学ぶ。 (2)創業支援等事業の実施方法 [当事業実施に当たって用いる民間の知識・手法] ・創業スクールの講義・指導は、主として中小企業診断士が行う。 [創業後のフォロー] ・創業スクールで行う金融相談会に参加する金融機関は認定経営革新等支援機関であるため、修了後の支援に繋げている。創業スクール修了後の更なる知識習得のため、 ・大光銀行が行う創業塾や、新潟県信用組合が行う創業アカデミーへの参加を勧奨する。 ・創業後は三条商工会議所が行う専門家派遣において、専門家への相談が可能となっている。 ・各種ビジネスマッチングへの参加を勧奨する。 ・後継者を探している事業者、新分野への進出を検討している事業者、ビジネスパートナーを探している事業者等とのマッチングによる、スムーズな創業も支援する。 カリキュラムの共有については、特定創業支援等事業を希望する創業希望者に、事前に本人の意思確認を行い、カリキュラムを共有する1つの特定創業支援等事業において、一部カリキュラムに出席できず、特定創業支援等事業を受けた事業者の資格を取得できない場合、三条市の創業支援等事業計画内の他の特定創業支援等事業(別表2-3～6)により、出席できなかった講義を補完する内容のカリキュラムに出席することで、特定創業支援等事業を受けた事業者の資格を取得できる扱いとする。 <特定創業支援等事業について>

特定創業支援等事業の資格は、創業スクールで経営、財務、人材育成、販路開拓の全てを含む講義を4回以上かつ1か月以上の期間にわたり受講した時点で資格を満たした者とし、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成する。また、上記にあるカリキュラムの共有の活用により、一部について他のカリキュラムの活用を希望する者には、事前に本人の同意を得た上で、講座終了時に他の創業支援等事業者と上記情報を共有する。個人情報の取扱いについては、三条市の規定に則り適切に対応する。

特定創業支援等事業を受け、証明書の発行を受けた者は、創業後、三条市に連絡をすることとし、証明書発行後3か月経過後も連絡なき場合、市から証明書の発行を受けた者へ確認するものとする。(3か月毎)

創業支援等を受けた者(特定創業支援等事業を受けない者)についても、創業後、三条商工会議所に連絡をすることとし、さらに定期的に創業支援等を受けた者へのアンケート調査により目標達成度の確認を行うものとする。公序良俗を害する恐れのある事業を行う者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

計画期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第13回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-3(経営講演会、マーケティングセミナー等)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称:協同組合三条工業会 (2) 住所:新潟県三条市須頃1丁目20番地 三条商工会議所会館 5階 (3) 代表者の氏名:理事長 斎藤 直人 (4) 連絡先:TEL 0256-31-2161 FAX 0256-31-2168 担当職員:専務理事 鈴木 秀俊
創業支援等事業の目標
国内市場の構造変化により、既存の地場産業に大きな影響が生じており、新たな活路を見出していくためには、新技術・新商品の開発や、人材育成に加え新しい事業分野への事業展開が重要となっている。当市は金属加工、木工、樹脂等に関する広範な加工技術の集積が強みであり、そうしたものづくり基盤を活用し「新規創業または第二創業」を促すことを通して、ものづくり競争力を強化していくことが不可欠である。 そこで、新規創業を目指す方、並びに既に事業を営んでいる経営者や若手後継者などを対象に、今後の事業展開を行うための人材育成、販路開拓、経営、マネジメント等の知識・ノウハウの体得などに関して幅広い支援を実施し、該当セミナーへ出席者する者はこれまでの実績から100人程度と想定する。また、新規創業者及び第二創業者は例年1件程度であり、本計画に位置付ける創業支援等事業者との連携により支援体制の強化が見込まれることから、年間2件の輩出を目指す。 ・セミナー出席者:1年100人、新規創業者あるいは第二創業者:1年2件程度 ※対象者は組合員約500社の他、組合員以外も受講可。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 新事業展開等を目指す者、または既に事業を営んでいる経営者・若手後継者等を対象に、技術面及び経営面でのアドバイスのほか、三条市や他機関とも連携しながら創業希望者に対して必要な情報を提供する。 また、創業・第二創業意識の啓発、技術開発、販路開拓、人材育成、財務、経営、マネジメント等のノウハウ習得に必要なセミナー等を毎年8月～3月に開催する。 具体的に、 <ul style="list-style-type: none"> ● 技術面では、意識啓発や技術高度化に関するセミナー、技術実習、技術継承に必要な連続講座など、異なるステージに併せた支援策を実施。 ● 販路開拓面では、マーケティングセミナーを実施。 ● 経営面およびマネジメント面では、各種セミナーを実施。 <特定創業支援等事業について> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4回以上、1か月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく全ての講義に出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 ・ なお、創業スクール(別表2-2)及び創業塾(別表2-4)、創業アカデミー(別表2-5)、個別相談指導(別表2-6)を組み合わせることも可能とし、合わせて1か月以上の期間にわたり、4回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身についたことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 現在、三条工業会は15に及ぶ業種部門から成る約500社により構成されているが、これら企業の事業内容・現状課題などを把握しながら工業会役員でその対策を検討し、5つの委

員会で役割分担しながら事業を企画・運営している。

事業を通して、技術面に限らず、新規創業や既存事業の見直し、さらには新事業展開に向けた経営戦略を実践するために必要な考え方など、具体的かつきめ細かな助言・研修が受けられる。また、こうした個別相談および研修は、三条工業会の会員に限定することなく行われていることも本会の強みであり、新規創業者への支援から、創業後の会員相互による協力など創業者支援が円滑に進むものと期待できる。

また、工業会としての組織力を活かし、三条市や他機関が地域で開催する創業希望者に有用なセミナー等に関する情報発信を行うなど、地域との連携効果も高めていく。

(過去の事業を参考にした実施事業テーマは下記のとおり)

- 技術面: 技術・管理基礎講座、環境対策セミナー、新素材調査研究事業、伝統的鍛冶技術継承事業など
- 経営面: 経営講演会、若手社員セミナーなど
- 受注引き合い面: 越後ものづくりネットワークによる受発注促進など
- マーケティング面: 通販事業・構築塾セミナーなど
- ネット販売: ショッピングサイト(逸品館)運営など
- 新製品輩出: インダスクラブによる商品アイデア募集と地場企業による製品化など
- 海外研修: 先進地視察研修事業(各要素技術視察)など

また、本事業計画の各種セミナーや、市内全金融機関における個別相談窓口等、各支援事業について、三条市の全創業支援等事業者間で情報共有し、支援対象者に有効な情報の提供に努める。

特定創業支援等事業の資格は、経営、財務、人材育成、販路開拓の全てを含むセミナー等を4回以上かつ1か月以上の期間にわたり、受講した時点で資格を満たした者とし、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し市に提出する。また、一部について他のカリキュラムの活用を希望する者には、事前に本人の同意を得た上で、セミナー等終了時に他の創業支援等事業者と上記情報を共有する。個人情報の取扱いについては、三条市の規定に則り適切に対応する。

計画期間

平成 26 年4月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

変更箇所については、令和6年6月1日～令和 11 年 3 月 31 日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第 13 回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-4(創業塾)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称:株式会社大光銀行 (2) 住所:新潟県長岡市大手通1丁目5番地6 (3) 代表者の氏名:取締役頭取 石田 幸雄 (4) 連絡先:TEL 0258-36-4111 FAX 0258-36-4151 担当職員:地域産業支援部 地方創生推進室 内山 正俊
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) ・「創業塾」は新潟県内で創業を検討する方等を対象に、令和4年度はWEB方式で実施し、28人の参加があり、そのうち創業を確認できたのは6人であった。 ・今回実施する「創業塾」では、三条市内での創業支援対象者数を5人とし、創業者数の目標を2人に設定した。
(目標数) ・創業支援対象者数:5件 ・創業者数:2件
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1)創業支援等事業の内容 <創業塾>【既存・特定創業支援等事業】 ・新潟県内で創業を希望する者等を対象とする講座「たいこう(Web)創業塾」(全5回、1回90分)を関係機関と連携し共催セミナーとして実施することで、事業意欲の高い創業者の掘り起こしを行うとともに、当該事業の起ち上げサポートを行う。 ・受講生に対しては、受講終了後も専門家とフォローすることとし、連携しながら確実な創業につなげる。 ・開催期間は、9月～10月の年1回を予定し、以下のテーマについて専門家の講義を実施する。
<特定創業支援等事業について> ・4回以上、1か月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく全ての講義に出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 ・なお、創業スクール(別表2-2)及び経営講演会、マーケティングセミナー等(別表2-3)、創業アカデミー(別表2-5)、個別相談指導(別表2-6)を組み合わせることも可能とし、合わせて1か月以上の期間にわたり、4回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身についたことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。
「創業塾」(案) ・創業の心構えと経営【新潟県起業支援センター】<経営> ・資金計画の立て方【新潟県よろず支援拠点】<財務> ・経理・税金の基礎知識【新潟県よろず支援拠点】<財務> ・労務管理の基礎知識と人材育成【新潟県よろず支援拠点】<人材育成> ・事業計画作成時に必要な販路開拓プランの考え方【新潟市産業振興財団】<販路開拓> ・事業計画書の策定・助言【大光銀行】

(2)創業支援等事業の実施方法

- ・ 大光銀行会議室を利用してWeb方式も含めた形で実施することとし、カリキュラムの策定、教材の準備等、専門家の確保は新潟県起業支援センター、新潟市産業支援財団、新潟県よろず支援拠点が連携して行う。
- ・ 本事業については、大光銀行のHP等により周知を図るほか、三条市のホームページ等でもPRを行う。また、その他連携する各機関に対しても周知を依頼する。

特定創業支援等事業の資格は、経営、財務、人材育成、販路開拓を全て含む個別相談を4回以上かつ1か月以上の期間にわたり受けた時点で資格を満たした者とし、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し市に提出する。また、一部について他のカリキュラムの活用を希望する者には、事前に本人の同意を得た上で、相談終了時に他の創業支援等事業者と上記情報を共有する。個人情報の取扱いについては、三条市の規定に則り適切に対応する。

計画期間

令和5年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については、令和6年4月1日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第13回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-5(創業アカデミー)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称:新潟県信用組合 (2) 住所: 新潟市中央区営所通一番町302番地1 (3) 代表者の氏名: 理事長 赤川 新一 (4) 連絡先: TEL 025-228-4111 FAX 025-224-3641 担当職員: 地方創生推進室 橋本、中倉
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) 新潟県信用組合では、平成28年度より創業アカデミーを開催。当組合ホームページやプレスリリースを活用し広報活動を積極的に実施することにより、受講者・創業者の増加を目指し、創業支援対象者数を年間40名(5回×8人)とし、そのうち2人(5%)について1年以内の創業者創出(融資実行)を目指す。
(目標数) 創業支援対象者数:40件、創業者数:2件
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <創業アカデミー>【既存・特定創業支援等事業】 ① 4つの知識(経営・財務・人材育成・販路開拓)に実践編を加えたカリキュラムとした全5回コースにて創業アカデミーを開催する。 ※ 4つの知識(経営・財務・人材育成・販路開拓)について4回以上かつ1か月以上の期間にわたり受講した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 ※ なお、創業スクール(別表2-2)及び経営講演会、マーケティングセミナー等(別表2-3)、創業塾(別表2-4)、個別相談指導(別表2-6)、を組み合わせることも可能とし、合わせて1か月以上の期間にわたり、4回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身についたことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ① 創業融資の相談者などに対し周知活動を行う ② 当組合ホームページやプレスリリース、市ホームページ等の広報手段を適宜活用し、周知活動を行う。 ③ 創業アカデミーを受講した者について、受講後も引き続き創業相談窓口で創業に向けた相談支援を行う。また、創業者のコロナ禍における事業継続を支援するため、けんしんChallenge応援セミナーを開催しフォローアップを行う。 ④ 必要に応じて三条市の制度融資や空き店舗の有効活用事業、各種助成制度など三条市が実施する創業支援等事業を積極的に紹介し活用してもらう。
特定創業支援等事業の資格は、経営、財務、人材育成、販路開拓を全て含む個別相談を4回以上かつ1か月以上の期間にわたり受けた時点で資格を満たした者とし、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し市に提出する。また、一部について他のカリキュラムの活用を希望する者には、事前に本人の同意を得た上で、相談終了時に他の創業支援等事業者と上記情報を共有する。個人情報の取扱いについては、三条市の規定に則り適切に対応する。

計画期間
令和5年4月1日～令和11年3月31日 変更箇所については、令和6年4月1日～令和11年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第13回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-6(個別相談)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 名称:公益財団法人燕三条地場産業振興センター (2) 住所:新潟県三条市須頃1丁目17番地 (3) 代表者の氏名:理事長 鈴木 力 (4) 連絡先:TEL 0256-35-7811 FAX 0256-32-0447 担当職員:長谷部 正</p>
<p>(1) 氏名又は名称:三条商工会議所 (2) 住所:新潟県三条市須頃1丁目20番地 (3) 代表者の氏名:会頭 兼古 耕一 (4) 連絡先:TEL 0256-32-1311 FAX 0256-32-1310 担当職員:川上 拓也</p>
<p>(1) 名称:三条市商工会 (2) 住所:新潟県三条市新堀2290番地 (3) 代表者の氏名:会長 佐藤 洋一 (4) 連絡先:(栄事務所)TEL 0256-45-3405 FAX 0256-45-3684 担当職員:田中 朋広 (下田事務所)TEL 0256-46-3073 FAX 0256-46-3086 担当職員:滝澤 正徳</p>
<p>(1) 名称:三条信用金庫 (2) 住所:新潟県三条市旭町2丁目5番10号 (3) 代表者の氏名:理事長 白倉 徳幸 (4) 連絡先:TEL 0256-34-3474 FAX 0256-35-0841 担当職員:田浦 正樹</p>
<p>(1) 名称:株式会社日本政策金融公庫 (2) 住所:東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー (3) 代表者の氏名:代表取締役総裁 田中 一穂 (4) 連絡先:0256-34-7511 FAX0256-33-0427 担当職員:三条支店 遠藤 聡</p>
<p>(1) 名称:株式会社第四北越銀行 (2) 住所:新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1 (3) 代表者の氏名:取締役頭取 殖栗 道郎 (4) 連絡先:TEL 025-229-8180 E-mail:g127116@dhbk.co.jp 担当職員:コンサルティング事業部 高田 俊行</p>
<p>(1) 名称:株式会社大光銀行 (2) 住所:新潟県長岡市大手通1丁目5番地6 (3) 代表者の氏名:取締役頭取 石田 幸雄 (4) 連絡先:TEL 0258-36-4111 FAX 0258-36-4151 担当職員:地域産業支援部 内山 正俊</p>
<p>(1) 名称:新潟県信用組合 (2) 住所:新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1 (3) 代表者の氏名:理事長 赤川 新一 (4) 連絡先:TEL 025-228-4111 FAX 025-224-3641 担当職員:地方創生推進室 橋本、中倉</p>

- (1) 名称:はばたき信用組合
- (2) 住所:新潟県新潟市江南区旭2丁目1番2号
- (3) 代表者の氏名:理事長 大崎 新一
- (4) 連絡先:TEL 025-382-4111 FAX 025-382-6654 担当職員:経営支援室 西川 仁

- (1) 名称:新潟県信用保証協会
- (2) 住所:新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地
- (3) 代表者の氏名:会長 稲荷 善之
- (4) 連絡先:TEL 025-210-5141 FAX 025-210-5170
担当職員:保証推進部保証総括課 美野輪

創業支援等事業の目標

創業希望者に対して、各種ビジネスフェア等の情報提供、個別相談、創業計画策定指導、創業資金支援を行う。

年間相談目標件数:135件、年間創業(融資実行)目標件数:45件

過去の実績から、相談件数目標を135件とし、創業目標は3割程度の45件とした。

「雇用保険事業年報(2012)」(厚生労働省)によると、新潟県では廃業率(3.6%)が開業率(3.1%)を上回る状態となっているが、創業・第二創業へむけて、三条市の創業支援等事業計画の取組みによって新たな雇用機会の創出を図ることで、地域経済の活性化に繋げるため、担当者を配置して創業支援を行っている。

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

<個別相談>既存

各創業支援等機関の職員が創業希望者に対して以下の個別相談に対応

【経営・財務・人材育成・販路開拓】全創業支援等機関共通

- ①資金調達
- ②資金繰り相談対応
- ③創業計画策定支援
- ④創業計画のブラッシュアップ
- ⑤創業補助金等公的支援策の紹介と申請書策定支援
- ⑥各種展示会出展支援等ビジネスマッチングによる販路拡大支援
- ⑦各種商談会・ビジネスフェアの案内

【経営・財務】日本政策金融公庫

- ・創業計画策定支援は日本政策金融公庫作成の「創業の手引」を活用し、創業支援経験を積んだ専門スタッフが行う。
- ・必要に応じ融資支援を行い、融資後一定期間に渡り経営指導を実施する。

【経営・財務・人材育成・販路開拓】大光銀行

- ・専門家による「法律相談」、「税務相談」、「労務相談」等(いずれも無料)を毎月1回開催する。
- ・事業計画の策定支援などを目的とした創業セミナーや経営支援に関するセミナーを開催する。

- ・各種商談会の出展支援やビジネス・マッチングサイト(行内、第二地銀、大和証券、全銀協)への登録による販路拡大支援を実施する。
 - ・「次世代経営者・経営塾」開催により第二創業の促進を図る。
- 【経営・財務・人材育成・販路開拓】はばたき信用組合**
- ・年2回程度、創業希望者あるいは創業間もない事業者を含み、勉強会を実施する。
 - ・異業種交流会により、販路拡大や地域の事業者との仲間づくりを目指す。

<特定創業支援等事業について>

- ・4回以上、1か月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく全ての相談をした者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。
- ・なお、創業スクール(別表2-2)及び経営講演会、マーケティングセミナー等(別表2-3)、創業塾(別表2-4)、創業アカデミー(別表2-5)を組み合わせることも可能とし、合わせて1か月以上の期間にわたり、4回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身についたことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

(2) 創業支援等事業の実施方法、効果

- ・主に各創業支援等機関の窓口担当者が支援する。
- ・必要に応じて、よろず支援拠点等の公的制度を活用し、外部専門家と連携した創業までの事業計画策定支援や事業計画のブラッシュアップ、事業計画を実践するために必要な経営、財務、人材育成、販路拡大等の考え方のアドバイスを行う。
- ・各創業支援等機関のネットワークを活用し各種商談会等の紹介やビジネスマッチングにより販路拡大を支援する。

第四北越銀行

- ・資金調達計画を実現するため、各種補助金の活用を含めた資金調達に関する助言・支援を行う。

新潟県信用組合

- ・融資商品である「創業・新事業支援ローン」により創業展開を計画している事業者の創業支援等を行う。

はばたき信用組合

- ・当組合の窓口相談窓口を設け相談に応じる。また、営業担当者が対象顧客を直接訪問し、創業に関する制度融資、補助金関係について個別の相談に応じる。
- ・上記補助金や制度融資関係について職員が周知するため、適時各説明会への参加や職員勉強会等を実施する。

新潟県信用保証協会

- ・創業計画の作成や創業に関する保証制度・制度融資について助言、紹介を行う。

実施にあたっては、三条市や関係機関のネットワークを活用し、参加者募集や事業の周知を行う。また、連携金融機関は三条商工会議所の創業スクールの金融相談会に参加し、創業希望者に積極的にアドバイスし創業を支援すると同時に、受講生を対象としたアンケートを実施し、その設問については創業支援等事業者と十分協議し、結果についても情報を共有する。

特定創業支援等事業の資格は、経営、財務、人材育成、販路開拓を全て含む個別相談を4回以上かつ1か月以上にわたり受けた時点で資格を満たした者とし、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し市に提出する。また、一部について他のカリキュラムの活

用を希望する者には、事前に本人の同意を得た上で、相談終了時に他の創業支援等事業者と上記情報を共有する。個人情報の取扱いについては、三条市の規定に則り適切に対応する。

計画期間

平成26年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については、令和6年4月1日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第13回認定日以降の申請が対象となる。